

二宮町空家等対策検討委員会会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、二宮町空家等対策検討委員会設置要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、二宮町空家等対策検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第 2 条 傍聴を認める定員は 10 名程度とし、委員会の開催の都度、会議室の収容人数等を考慮して定める。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻 15 分前から開催予定時刻までに受付を済ませ、係員の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。

3 前項の受付は定員になり次第終了する。

4 傍聴者には、原則として委員会委員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、委員会が公開すべきでないとする事項の検討のための資料及び法令集等、大量に準備ができないことが相当と認められるもの等についてはこの限りでない。

（傍聴席に入場することができない者）

第 3 条 次の者は傍聴席に入場することができない。

（1） 前条の規定により決定した傍聴者以外の者

（2） 会議の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第 4 条 傍聴者は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（1） 会議場における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2） 飲食又は喫煙をしないこと

（3） みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと

（4） 携帯電話などは受信音を出さないこと

（5） 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

（6） 会議終了後、会議資料は返却すること

（7） 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(秩序の維持)

第5条 会長は、委員会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は係員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は係員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第6条 この要領に定めのない事項は、委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、平成29年3月 日から施行する。